

## 答申書（第 1 期・平成 28 年 1 月 28 日）【抜粋】

## 3 提言

## (2) ネットいじめについて

ネットいじめは、本質的には誹謗中傷や悪口、仲間はずれにするという行為であり、暴力やからかいといった他の「いじめ」と大きく違うものではないが、特有の特徴として、非公開のグループの中で行われるなど、外部から発見することが難しいことや、短時間で広範囲のグループと結びつくことができ、広がりが大きく対応が難しくなること、早期に対応しなければ画像等のデータが不特定多数の者にネット上で拡散してしまい、手が打てなくなること等があげられる。

また、無料通話アプリが関係しているネットいじめについては、グループ内で 1 人だけを他のメンバー全員で攻撃することができたり、1 人だけをグループから外して仲間はずれにしたりすることができる特徴がある上、お互いの顔が見えない状況での短文でのやりとりや隠語等の独特な言葉遣いやルールにより、誤解や曲解が生じやすく、結果的に「いじめ」を受ける子ども達の被害を大きくすることにつながっている。

ネット上のコミュニケーションには、即時性があるということと、短い文章だけで行われることの 2 つの特徴がある。

即時性があることにより、すぐに返事が返ってこないとそれを待てない心理状態を作り出し、寂しさへの耐性を非常に弱める傾向があること、さらに、コミュニケーションは本来、表情やニュアンス、動作等の複数の要素を複合することにより深みを増すものであるのに、短い文章だけで行われるネット上のコミュニケーションにはそのような要素が欠損しているため、奥行きのない非常にいびつなものになりがちであることなどが、本質的に深い問題となっていると言える。

これらの問題に加えて、昨今では他人になりすまして書き込みをする「なりすまし」と呼ばれるトラブルも発生するなど、ネットいじめは日に日に巧妙化している現状もある。

一方で、ネットへの不適切な書き込みは、単純なコミュニケーションの行き違いなど、些細なきっかけで行われることも多く、何で自分が「いじめ」たと言われるのかと、書き込みをした者が疑問を持つこともあり、加害者意識はほとんどない場合もある。

そこで、ネットいじめの問題については、まず、お互いの顔を見ながらコミュニケーションをとることが大切であるという基本的なことを子ども達に繰り返し教えることと、さらに、表現をする行為には一定の自己責任が伴うのであるから、自分の気持ちを適切に表現させるスキルを子ども達に身につけさせることが必要である。

携帯電話もスマートフォンも、現代の子ども達にとっては当たり前のツールであり、これらを所有する流れを止めることはできない。今後の社会のIT化等を考えればなおさら、携帯電話やスマートフォンの学校への持ち込みを禁止するのではなく、使用の方法やその危険性、付き合い方について、学校が子ども達に教えていくことがむしろ大切であろう。

学校内に持ち込んだ時のルールを決めて、一定の使用の制限をすることは当然に必要であるが、ネット上での言葉のやりとりの特性や使用上のルールの理解を深めるため、実際に発生する様々なトラブル等、使用方法を子ども達に粘り強く指導していくことが大切である。

併せて、SNSの使用方法やその危険性については、トラブルの早期発見のためにも、子どもだけではなく教職員を含めた周囲の大人も、一緒に学習していくことが求められる。さらには、教育委員会や学校が地域や家庭、子ども達へ指導するだけでなく、地域や子ども達が主導する活動を支えていく発想も大切である。子ども達自身が、携帯電話やスマートフォンの使用方法やマナーを、自主的に話し合う場を設けることも効果的であろう。

例えば、兵庫県の県立高校では、生徒会が主体的に取りきめをして、スマートフォンの使用は夜21時までとし、それ以降は就寝するまでの間で10分間だけ、メールの確認のみ可能とするといった、大人には発想できないようなルールを作っているところがあり、同じ兵庫県の猪名川町では、平成25年から中高生自身がスマートフォンの使い方を考える取組みを町全体で支援し、見知らぬ人と容易につながったり、個人情報が出たりする危険性をどう避けるか等の議題について、中高生が話し合い、最後に、個人情報を書き込まない、アプリのダウンロードは立ち止まって考える等の内容からなる、「スマホサミット宣言」を発表したという事例もある。

神奈川県においては、携帯電話会社の企業協力により使用方法やマナー等を学習する携帯電話教室や、高校生が教職員を対象にSNSの現状等を教える「高校生による情報議会」などを実施しているが、今後も引き続き、このような取組みを継続していくことが望まれる。また、PTAを交えるなどして保護者世代への啓発を図るための講習会を行うなど、保護者や地域住民への知識や情報の周知も検討されたい。

また、教育委員会や学校から発する情報の中に、「いじめ」られている子どもや周りの子どもに対するメッセージを入れることで、その子どもたちのSOSの声を受け止めることができるかもしれない。例えば、ネット上で、「いじめ」を受けているときにはどうしたらよいかということや、対処方法にはどのようなものがあるかということ、受けている「いじめ」は法律に反する行為であるということなどを伝えていくことを検討してもらいたい。